組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案　概要

背景・経緯

◎　組織的な窃盗事犯にあっては、組織の構成員が役割分担をした上で周到に準備をして犯行に及ぶことが多いため、被害を予防することが困難で、首謀者の特定にも困難が伴う。また、被害品の運搬、隠匿、売却等が速やかになされることから、被害回復が困難である。

◎　自動車窃盗については、上記のような傾向もあり、重要窃盗犯の中でも検挙率が低くなっている。また、その認知件数は、全体としては年々減少傾向にあったが、ここ数年は下げ止まりから増加に転じており、新たな手口も登場してきている。特に、被害額が 300 万円以上の高額な事件が占める割合は、増加傾向にある（警察庁「令和５年の刑法犯に関する統計資料」）。

◎　また、小売業においては、年間 5,000 億円弱もの万引き被害が推定されており、集団窃盗による高額な商品の被害が生じているほか、各店舗では、被害届の提出等の事後的な対応に多大な労力が割かれる、商品の展示を減らさざるを得なくなり販売効率が低下するという問題も生じている。

【第１条】組織的な窃盗・盗品有償譲受け等に係る加重処罰〔組織的犯罪処罰法の改正〕

①　刑法第 235 条（窃盗）の罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、１年以上の有期拘禁刑に処すること。〔未遂犯も処罰〕

②　刑法第 256 条第２項（盗品有償譲受け等）の罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、１年以上の有期拘禁刑及び 50 万円以下の罰金に処すること。

【加重前の法定刑】
刑法第 235 条　　：10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
刑法第 256 条第２項：10 年以下の拘禁刑及び 50 万円以下の罰金

【第２条】合意制度（日本版司法取引）の対象犯罪の拡大〔刑事訴訟法の改正〕

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（いわゆる日本版司法取引※）の対象となる特定犯罪に、窃盗（未遂も含む。）及び盗品有償譲受け等の罪並びに上記①及び②の罪を追加すること。

※組織的な犯罪において首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資するため、特定の財政経済犯罪・薬物銃器犯罪について、検察官がその特定犯罪に係る他人の刑事事件の解明に資する協力行為を行った被疑者・被告人に対し有利に考慮して不起訴処分や軽い求刑等をすることを合意できる制度。

施行期日：公布後 20 日を経過した日